

# 河川等の水質汚濁の原因は、80%が家庭雑水です!

## 平成26年度個別排水処理施設（合併処理浄化槽）の設置募集について

郡上市では、公共下水道、特定環境保全公共下水道、農業集落排水事業実施（集合処理）区域以外の地区（個別処理区）においては、市が浄化槽を設置しています。

☑浄化槽設置には、下記のとおり建設分担金をいただき設置します。

| 区 分（対象処理人員）  |         | 分担金の額 |
|--------------|---------|-------|
| 一般世帯（10人槽まで） |         | 32万円  |
| 事業所等一般世帯以外   | 1人～10人  | 32万円  |
|              | 11人～30人 | 48万円  |
|              | 31人～50人 | 64万円  |

※処理対象人員は、日本工業規格「建築物の用途別による、し尿浄化槽の処理対象人員算定基準」（JISA3302）の算定になります。

☑設置後は、使用料をいただきます。

| 基本料金                 | 15㎡まで    | 2,400円      |
|----------------------|----------|-------------|
| 従量料金<br>（一般家庭及び事業所等） | 16㎡～60㎡  | 170円（1㎡につき） |
|                      | 61㎡～100㎡ | 180円（1㎡につき） |
|                      | 101㎡～    | 190円（1㎡につき） |

☑対象は、一般家庭のほか事業所、公民館等の公共施設も含まれます。  
ただし50人槽までとします。なお、別荘等定住者以外は対象となりません。

☑宅内の排水設備工事は、郡上指定「下水道排水設備指定工事店」へご依頼ください。

## 既設浄化槽を譲渡できます

- ▶個別処理区（合併処理浄化槽対象地区）のご家庭で、すでに設置されている合併処理浄化槽は、市へ無償譲渡していただくことができます。  
ただし、一旦譲渡されますと個人へ戻すことはできません。
- ▶浄化槽設置場所（土地）については、市へ無償貸与となります。
- ▶市へ譲渡していただきますと、今後の維持管理については市が行いますが、プロワの電源は従来通りご家庭のコンセントをお借りして、電気料金は市が負担します。
- ▶新設と同様の使用料をいただきます。
- ▶譲渡時期については、現在の維持管理契約が満了した翌月からとなります。浄化槽設置整備事業によって整備された浄化槽については、設置後7年を経過しているものが対象となります。
- ▶民間契約が満了となる2ヵ月前までに市へ申請してください。また、民間契約は満了月の1ヵ月前までに解約手続きを行ってください。

## 新規、譲渡とも申請書に記入いただき提出してください

※申請用紙は環境水道部水道工務課にあります。

また、ホームページにもあります。（「くらし」→「申請書ダウンロード」）

問い合わせ先…環境水道部水道工務課 下水道係（☎67-1129）